第二十四条　差出人の責任

1　郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えた全ての損害について責任を負う。

2　差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し指定された事業体が負う責任の限度まで責任を負う。

3　差出人は、差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらした郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。

4　差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて指定された事業体又は運送事業者に過失又は怠慢があったときに限り、責任を負わない。

第二十五条　賠償金の支払

1　賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出側の指定された事業体又は場合により名宛側の指定された事業体が負う。この場合において、責任を負う指定された事業体に対する求償権は、害されない。

2　差出人は、賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができる。差出人又は差出人が放棄した場合には受取人は、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

第二十六条　差出人又は受取人からの賠償金の回収

1　亡失したものと認められた書留郵便物、小包又は保険付郵便物（このような郵便物の内容品の一部を含む。）が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合にあっては受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合にあっては差出人に対して同様の措置をとる。この場合において、回答のための期間は、同一とする。

2　差出人及び受取人が、郵便物を受け取ることを放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかった場合には、当該郵便物は、損害を負担した一の指定された事業体又は適当な場合には二以上の指定された事業体の所有に帰する。

3　保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

第七部　補償金

A　継越料

第二十七条　継越料

二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務（第三国業務）の仲介によって交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

B　到着料

第二十八条　到着料についての総則

1　この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業体から通常郵便物を受領した指定された事業体は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2　国及び地域は、その指定された事業体による到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議C 7／二〇一六により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1　二千十年より前に目標制度に参加した国及び地域（第Ⅰ集団）

2.2　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国及び地域（第Ⅱ集団）

2.3　二千十六年以降に目標制度に参加した国及び地域（第Ⅲ集団）

2.4　移行制度に参加している国及び地域（第Ⅳ集団）

3　到着料の支払に関するこの条約の規定は、移行期間の満了の時に各国ごとの固有の要素を考慮した補償方式に移行する上での暫定的な措置について定めるものである。

4　内国制度の直接利用

4.1　原則として、二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体が利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているか否かを判断する。

4.2　二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により二千十年より前に目標制度に参加した国の他の指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。

4.3　二千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該二千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくするか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。また、二千十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二千十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により全ての指定された事業体が利用することができるようにしなければならない。

4.4　移行制度に参加している国の指定された事業体は、他の指定された事業体に対し、内国制度の条件を利用することができなくすることを選択できる。この場合において、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体が利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくするか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかのいずれかを選択しなければならない。

5　到着料は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条から第三十一条までに定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、第三十条及び第三十一条に定める最低の補償金を下回ることはできない。

6　指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

7　重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。M郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。

7.1　二千二十二年については、重量一キログラムにつき一・〇一六ＳＤＲ

7.2　二千二十三年については、重量一キログラムにつき一・〇四四ＳＤＲ

7.3　二千二十四年については、重量一キログラムにつき一・〇七三ＳＤＲ

7.4　二千二十五年については、重量一キログラムにつき一・一〇三ＳＤＲ